

「JAC亀山保護者の会」会則

1 名称

この会は、「JAC亀山保護者の会」（以下会という）と称する。

2 目的

- (1) この会は、会員（クラブ員）が楽しんで活動できるように、その保護者が、クラブの運営活動を積極的に支え共に参画していくものとする。
- (2) この会は、クラブの運営・活動を支えながら、クラブ員がのびのびと競技ができるように協力し、会員（クラブ員）のがんばりや成長を支え見守っていくものとする。

3 会員

この会の構成員は、会員（クラブ員）の保護者ならびに指導者・「JAC亀山会則」に定めるスタッフとする。

4 学年別グループ

- (1) この会に、会員（クラブ員）の学年により次のグループを置く。
 - ① 6年生グループ 会員（クラブ員）の学年が6年生の保護者で構成する。
 - ② 5年生グループ 会員（クラブ員）の学年が5年生の保護者で構成する。
 - ③ 中学年グループ 会員（クラブ員）の学年が3・4年生の保護者で構成する。
 - ④ 低学年グループ 会員（クラブ員）の学年が1・2年生の保護者で構成する。
*会員（クラブ員）が幼児の保護者を含む
 - ⑤ 中学生グループ 会員（クラブ員）が中学生の保護者で構成する。※兄弟姉妹の学齢により、①～④のうち複数のグループにわたる保護者については、上の学年別グループを優先する。なお、このことは⑤中学生グループには適用しない。
- (2) 学年別のグループにグループリーダー（以下GL）を置く。GLは、各学年グループ内における連絡調整の役割を担う。ただし、GLを決める際に、指導者およびスタッフであることを理由に辞退することができる。
- (3) 学年別のグループにより、次の事柄について会員（クラブ員）の活動等をサポートする。また、「別表」も参考のこと。
 - a 練習会におけるサポート・・・練習道具の出し入れの手伝い、グラウンド整備等
➡ ①と②のグループによるもの、練習会（通常のものに限る、夜の練習会等は含まれない）
➡ 1回の練習会につき各グループより2～3人程度
 - b 競技会におけるサポート・・・W-upの見守り、招集場引率、ゴール後の出迎え等
➡ ⑤の中学生グループ以外の全グループを対象
➡ サポートが不要の競技会や③・④のグループに限る場合あり
 - c 各種イベントのサポート・・・運営の補助
➡ サポートが必要な場合は事前に監督から依頼あり
 - d 会計業務・・・大会参加料や指導者等支援金などの集金勘定
➡ 集金の際のサポートであるため、必要な場合は事前に監督から各グループに1～2名程度を依頼
 - e その他・・・監督等から委託された事項※これらの各種サポートは、指導者・スタッフには適用しない。

【別表】

サポート グループ	a 練習会	b 競技会	c イベント	d 会計業務	e その他
① 6年生G	○	○	○	○	○
② 5年生G	○	○	○	○	○
③ 中学年G		○		○	○
④ 低学年G	※見守り必須	○		○	○
⑤ 中学生G				○	○

5 総会

総会は、「JAC亀山総会」と同時に毎年度末に1回行うものとする。

ただし、「JAC亀山会則」に定める運営委員会が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

6 委任

この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は別に定める。

<附則>

- 1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この会則の変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この会則の変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この会則の変更は、令和6年4月13日から施行する。
- 5 この会則の変更は、令和8年3月20日から施行する。